

『新規の場合は『新規』の様式』

【別記1ア 記入例】 事業者認定申請書（継続）の様式

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認に係る事業者認定申請書

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

（必要とする項目に☑を記入のこと）

※チェック内容によって「分別管理及び書類管理方針書」の内容が変わります。

○「合法性～」のみにチェック

→ 「作成例☆1（問屋、仲買）」or「作成例☆2（製材所）」or「作成例☆3（素材生産業）」を参考

○「合法性～」「発電利用～」どちらもチェック → 「作成例☆4（バイオマスあり）」を参考

事業者の所在地：京都市中京区西ノ京小倉町138

事業者の名称：京都木材株式会社

代表者の氏名：京都 太郎

電話：075-000-0000

FAX：075-000-0000

事業者認定番号：〇京木連第〇〇号



貴団体の認定を得て

木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の証明

発電利用に供する木質バイオマスの証明

（注 □印：証明を必要とする事項に☑を記入のこと）

を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1	創業年	(明治：大正 (昭和) 平成) 56年
	従業員数	10人
2	木材・木製品、間伐材の主要品目及び取扱数量	別添1
3	事業所等の位置図、敷地、建物及び倉庫施設等の配置状況	別添位置図及び配置図
4	分別管理及び書類管理の方針	別添2
5	その他 (ISO,JAS 等の工場資格等)	

*1 JAS工場資格は、認定番号を、京都木材規格も同様に認定番号を記入のこと。

(別添1) 記入例(継続)

木材・木製品、木質チップ、間伐材の主要产品目及び取扱数量

申請者名: 京都木材株式会社

1 申請前1年間の取扱数量(期間:平成24年4月1日~平成25年3月31日)は、次のとおりです。

[木材・木材製品の主要产品目及び年間取扱数量]

合法木材もそれ以外もすべて含む取扱量

	入荷時の原木(丸太)・ 製材品の区分	主 な 樹 種	出荷製品の品 称	(本・枚・m ³)	(取扱総量中)
1	原木	スギ ヒノキ W・W	柱材・板材・役物 柱・化粧板 柱材	600m ³ 400m ³ 1000m ³	40
2	製材品	米松	柱・桁材	1300m ³	26
3	製材品	スギ ラワン	集成材・合板 板材	3000枚	2

原木(丸太)製材品の区分は、仕入れた商品の状態を記入。主な樹種は、スギ・ヒノキ・米松・WW等。

出荷製品の品目等:柱材・板物・合板・磨き丸太・机・椅子等を記入

[間伐材年間取扱数量]

数量0でも問題ありません

	原木(丸太)	主 な 樹 種		取扱数量(m ³)	比率% (間伐材 取扱総量中)
1	丸太	スギ ヒノキ	丸太杭・角杭 チップ	200m ³ 300m ³	40 60
2					

原木(丸太):原木(丸太)と記入 樹種:スギ・ヒノキ 出荷商品の名称:素材・杭・柱物・チップ・オガコ等

[発電利用に供する木質バイオマス年間取扱数量]

数量0でも問題ありません

[新規の場合は記載不要]

※バイオマス認定が今まででなかった場合はおのずと「0」になります

区分				取扱数量(m ³)	比率%
1	間伐材等由来の木質バイオマス	スギ	チップ	2,400m ³	75
2	一般木質バイオマス	マツ	チップ	800m ³	25

間伐材等由来の樹種:スギ・ヒノキ等人工林の樹種に限る 出荷商品の名称:チップ・オガコ

一般木質バイオマスにおける樹種:スギ・ヒノキ・マツ・竹など 出荷商品の名称:チップ・オガコ

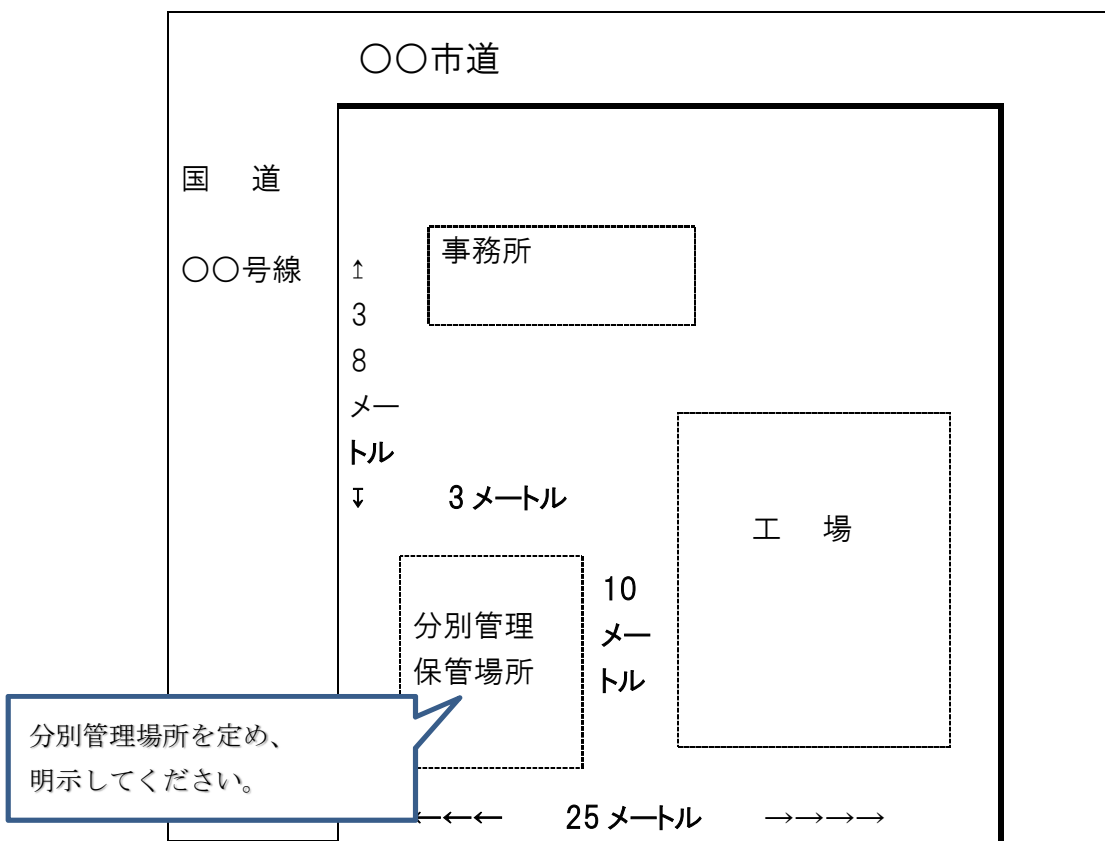
2 過去3年間の証明材(合法性・間伐材・木質バイオマス)の取扱数量は次のとおりです。新規の場合は記載不要

数量0でも問題ありません

証明材の種類	3年間取扱数量(累計) (本・枚・m ³)	出荷商品の品 称	比率%
木材・木材製品	3,000m ³	柱材・板物・桁	21
間伐材	1,500m ³	杭・チップ	10
木質バイオマス	10,000m ³	チップ	69

【別添 位置図及び配置図】 作成例

事業所等の位置図、敷地・建物及び倉庫施設等の配置状況



- * 主要な道路及び工場等の配置図を記入し、設備の長さ等も記入してください。
簡略図で結構です。
地図については、グーグル等からの地図を添付しても可

※「分別管理及び書類管理の方針」については、「作成例」を参考

分別管理及び書類管理方針書

事業体名 京都木材株式会社
平成〇年〇月〇日作成

本方針書は、社団法人京都府木材組合連合会（以下「府木連」という。）が平成25年8月2日制定公表した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」を受け、合法木材証明及び間伐材証明（以下「証明材」という。）された木材・木材製品の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めるものである。

（適用の範囲）

1. 本方針書は、当社で取り扱う製材品について適用する。

（分別管理責任者）

2. 分別管理を適切に行うため、京都 次郎を分別管理責任者として定める。
3. 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

4. 製品の入荷に当っては、納品書（証明書）等により証明材であるかどうかを確認する。
5. 製材品の出荷に当っては、証明材であることを確認のうえ納品書に記載する。
6. 製材品の保管に当っては、証明材と、非証明材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で明示する。

（書類の管理）

7. 分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る前年の4月～当年の3月までの原木消費量および製品生産量を毎年6月末日までに実績報告としてとりまとめ府木連に報告するものとする。
8. 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、適切に記録し管理する。
9. 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別添2】作成例☆2（製材所 合法木材のみ）

分別管理及び書類管理方針書

事業体名 京都木材株式会社
平成〇〇年〇月〇日作成

本方針書は、社団法人京都府木材組合連合会（以下「府木連」という。）が平成25年8月2日制定公表した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」を受け、合法木材証明及び間伐材証明（以下「証明材」という。）された木材・木材製品の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めるものである。

（適用の範囲）

1. 本方針書は、当社製材工場において原木及び当該原木を原材料として製造する製材品の取扱について適用する。

（分別管理責任者）

2. 分別管理を適切に行うため、京都 次郎を分別管理責任者として定める。
3. 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

4. 原木の入荷に当っては、納品書（証明書）等により証明材であるかどうかを確認する。
5. 原木の保管に当っては、証明材とその他の木材が混在しないよう、それぞれ保管場所をテープや標識等により明示する。
6. 製材加工に当っては、証明材と非証明材が混在しないよう区分して加工する。
7. 製材品の出荷に当っては、証明材であることを確認のうえ納品書に記載する。
8. 製材品の保管に当っては、証明材を原料として製造した製材品と、非証明材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で明示する。

（書類の管理）

9. 分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る前年の4月～当年の3月までの原木消費量および製品生産量を毎年6月末日までに実績報告としてとりまとめ府木連に報告するものとする。
10. 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、適切に記録し管理する。
11. 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別添2】作成例☆3（素材生産業者 合法木材のみ）

分別管理及び書類管理方針書

事業体名 京都木材株式会社
平成〇〇年〇月〇日作成

本方針書は、社団法人京都府木材組合連合会（以下「府木連」という。）が平成25年8月2日制定公表した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」を受け、合法木材証明及び間伐材証明（以下「証明材」という。）された木材・木材製品の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めるものである。

（適用の範囲）

1. 本方針書は、当社が取扱いする原木について適用する。

（分別管理責任者）

2. 分別管理を適切に行うため、京都 次郎を分別管理責任者として定める。
3. 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

4. 伐採する原木の取扱いについて、森林計画または伐採届が提出されていることを確認する。
5. 原木の保管に当っては、証明材とその他の木材が混在しないよう、それぞれ保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類の管理）

6. 分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る前年の4月～当年の3月までの原木取扱量を毎年6月末日までに実績報告としてとりまとめ、府木連に報告するものとする。
7. 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、適切に記録し管理する。
8. 伐採届、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別添2】作成例☆4（製材も製品流通もしている場合 合法木材のみ）

分別管理及び書類管理方針書

事業体名 京都木材株式会社
平成〇〇年〇月〇日作成

本方針書は、社団法人京都府木材組合連合会（以下「府木連」という。）が平成25年8月2日制定公表した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」を受け、合法木材証明及び間伐材証明（以下「証明材」という。）された木材・木材製品の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めるものである。

（適用の範囲）

1. 本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原材料として製造する製材品、および、仕入・出荷する製材品等の取扱について適用する。

（分別管理責任者）

2. 分別管理を適切に行うため、京都 次郎を分別管理責任者として定める。
3. 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任を持って行うものとする。

（分別管理の実施）

4. 原木・製材品の入荷に当っては、納品書（証明書）等により証明材であるかどうかを確認する。
5. 入荷した原木・製材品の保管に当っては、証明材とその他の木材が混在しないよう、それぞれ保管場所をテープや標識等により明示する。
6. 製材等加工に当っては、証明材と非証明材が混在しないよう区分して加工する。
7. 製材品等の出荷に当っては、証明材であることを確認のうえ納品書に記載する。
8. 製材品等の保管に当っては、証明材を原料として製造した製材品と、非証明材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等で明示する。

（書類の管理）

9. 分別管理責任者は、証明材及び非証明材に係る前年の4月～当年の3月までの原木消費量および製品生産量を毎年6月末日までに実績報告としてとりまとめ府木連に報告するものとする。
10. 証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理できるよう、管理簿を常備し、適切に記録し管理する。
11. 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

分別管理及び書類管理方針書

事業体名 京都木材株式会社

平成〇年〇月〇日作成

本方針書は、社団法人京都府木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の証明の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成 25年8月2日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する合法木材、間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材、及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社（事業体や製材工場）において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、京都 次郎を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、伐採届や納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき確認する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材が混在しないよう、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。伐採林地内等に土場を確保し、原木を保管する場合も同様とする。
- ・ 加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

- 製材品・チップ等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造した製材品・チップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。